

2020年（令和2年）2月25日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会

会 長 今 川 忠

## 勸 告 書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勧告します。

### 第1 勧告の趣旨

申立人について、大腸ポリープの検査として、速やかに内視鏡検査を実施するよう勧告する。

### 第2 勧告の理由

#### 1 認定した事実

(1) 申立人は、2013年（平成25年）11月18日、A病院で大腸がん精密検査を受け、全大腸内視鏡検査により横行結腸に4mm大の腺腫性ポリープがあることが確認され、経過観察（2～3年後に全大腸内視鏡検査による検査を実施）とする判断がなされた。

(2) 申立人は、2016年（平成28年）3月18日、大阪刑務所に入所した際、A病院で大腸ポリープを指摘されたこと、年1回位定期検査するように言われたこと等を申告した。

大阪刑務所の医師は、2016年（平成28年）3月22日、申立人を診察し、申立人の申告や移送元の刑事施設（大阪拘置

所) から同施設で実施した便潜血検査の結果や経過観察として  
いる旨の連絡を受けたことも踏まえ、大腸ポリープについて経  
過観察とした。

- (3) その後、申立人が、大腸ポリープに関する検査や大腸がんの  
懸念を繰り返し訴えたのに対し、大阪刑務所では、2016年  
(平成28年) 11月1日に便潜血検査を実施したのみで、そ  
れ以外は特段の医療措置を講じず、申立人の大腸ポリープにつ  
いて、内視鏡検査を実施することなく今日に至っている。

## 2 当会の判断

### (1) 適切な医療を受ける権利

すべての国民が、自らの健康を保持し、生命を維持するため  
に、必要かつ適切な医療を受ける権利を有することは憲法13  
条及び25条によって保障されていると解される。受刑者は、  
刑罰権行使の為身体を拘束されているものにすぎず、受  
刑者であっても医療を受ける権利を有することには変わりはない。

一方で、受刑者は、自己の選択による医療を受けることができ  
ないことから、国は、刑事施設において、受刑者が必要かつ適切  
な医療を受けられるように医療上の措置等を講じる義務を負う  
と解される。

よって、刑事収容施設における被収容者である受刑者に対し  
ては、大阪刑務所において、社会一般の医療水準に照らした医  
療上の措置等が講じられなければならない。

### (2) 適切な医療を受ける権利の侵害

大腸ポリープの経過観察について、大腸ポリープ診療ガイド  
ライン2014では、「径5mm以下の微小病変のうち、内視鏡  
的に過形成性病変を疑う病変は、原則経過観察で良い。径5mm  
以下の隆起型腺種のうち、癌の所見を呈さない病変も原則経過  
観察が容認される。・・・微小病変に対する経過観察の方法につ  
いては3年に1回程度の内視鏡検査が推奨される」とされてい  
る。

申立人は、2013年(平成25年)11月18日にA病院で

実施された全大腸内視鏡検査により横行結腸に4mm大の腺腫性ポリープがあることが確認されており、上記ガイドラインに照らせば、「径5mm以下の隆起型腺腫のうち、癌の所見を呈さない病変」が認められた場合として経過観察とすることが容認されるものの、3年に1回程度の内視鏡検査を実施することが求められる。現にA病院においても、申立人について、経過観察（2～3年後に全大腸内視鏡検査による検査を実施）とする判断がなされた。

このような申立人の大腸ポリープについて、大阪刑務所は、2016年（平成28年）3月18日、申立人から、A病院で大腸ポリープを指摘されたこと、年1回位定期検査するように言われたこと等を聴取した上、経過観察とする判断を行っている。

そうである以上、大阪刑務所は、申立人に大腸ポリープがあることを前提とし、経過観察を要する場合として、少なくとも2016年（平成28年）3月18日から3年ごとに内視鏡検査を実施しなければならないと言うべきである。

ところが、大阪刑務所は、申立人の大腸ポリープについて、内視鏡検査による検査を実施しないまま今日に至っている。大阪刑務所では、申立人について経過観察とする判断を行いながら、具体的な医療措置を講じず、漫然と申立人の愁訴を聴取するに留まっている。

大阪刑務所の不作為は、申立人の医療を受ける権利を侵害するものと言わざるを得ない。

本来、申立人については、A病院における診断のとおり、2013年（平成25年）11月18日から3年以内に内視鏡検査が実施されるべきであり、既に3年以上検査が遅延している。大腸ポリープの検査が遅延すると、大腸がんの発見が遅れ、申立人の生死に関わる重篤な事態を迎えるおそれもあり、申立人に対する人権侵害は極めて深刻なものがある。

(4) よって、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以 上